



たんの吸引等の制度

(いつから始まりますか)

平成24年4月から、
「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)の一部改正(※)により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為を実施できること**になります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

(対象となる医療行為は何ですか)

【たんの吸引等の範囲】

- 今回の制度で対象となる範囲は、
 - たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

(誰が行うのでしょうか)

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 介護福祉士(※)
- 介護職員等(具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等)であって一定の研修を修了した方が実施できることとなります。

※介護福祉士については平成27年度(平成28年1月の国家試験合格者)以降が対象。

(どこで行われるのでしょうか)

特別養護老人ホーム等の施設や在宅(訪問介護事業所等から訪問)などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる登録事業者(P-6参照)により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でできます。

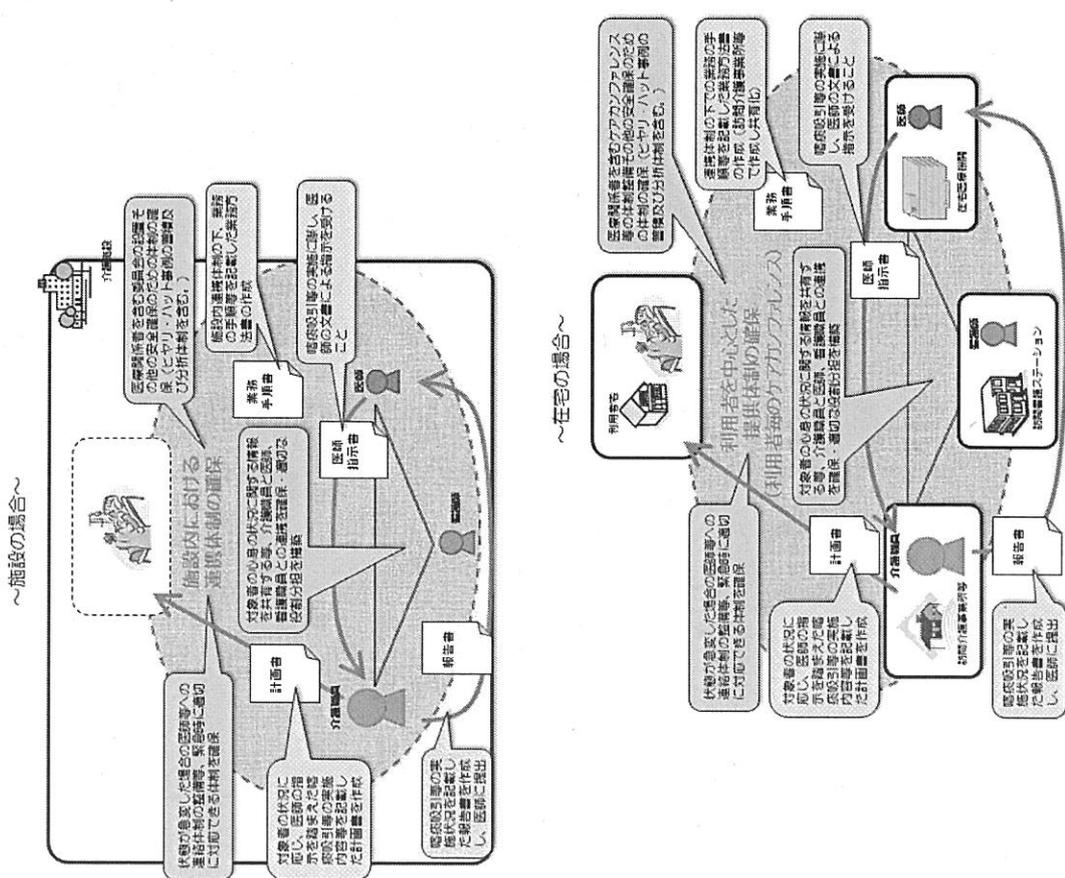
《参考：これまでの背景》

これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用(実質的違法性阻却)されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供をえるよう今回法制化に至りました。
なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場(介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)が設けられました。

平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等
(たんの吸引・経管栄養)についての制度がはじまります。

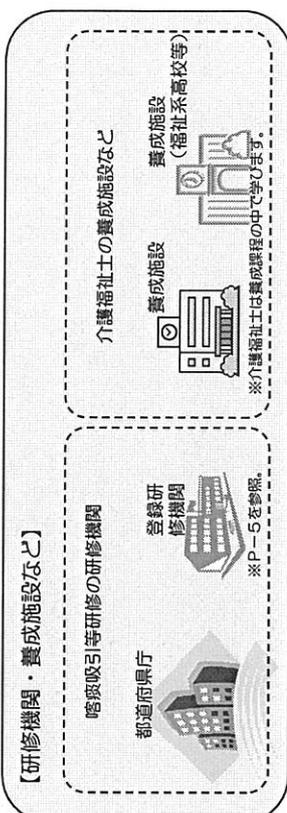
たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。



たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、
 ○介護福祉士はその養成課程において、
 ○介護職員等は一定の研修（『喀痰吸引等研修』）を受け、
 たんの吸引等に関する知識や技能を習得した上で、はじめてできるようになります。
 ※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者（経過措置対象者）については、
 こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明できれば認められる旨、法律上の経過措置
 が定められています。



「喀痰吸引等研修」

研修には、3つの課程が設けられています。
 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。
 ○今回対象となった行為すべてを行う類型

講義 50H	+	基本研修 + シミュレーター演習	+	実地研修
--------	---	------------------	---	------

○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。
 ※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。

講義 50H	+	基本研修 + シミュレーター演習	+	実地研修 (気管カニューレ内吸引、 経鼻経管栄養を除く。)
--------	---	------------------	---	-------------------------------------

○特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（ALSなどの重度障害者等）

講義及び演習 9H (注)	+	基本研修	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な 行為についてののみ。
---------------	---	------	---	------------------------------------

(注) 重慶訪問介護従事者養成研修と併せて行う
 場合には20.5時間